

神戸市自立教育労働者組合との交渉概要

1. 日 時：令和5年3月24日（金）18：30～19：00

2. 場 所：教育委員会会議室

3. 出席者：

（市）教職員課労務制度担当係長、他1名

（組合）執行委員長、他2名

4. 議 題：休暇制度に関する制度改正について

5. 発言要旨：

（市）それでは、「休暇制度に関する制度改正について」説明いたします。お配りしております「休暇に関する制度改正案について」をご覧ください。

「1. 年次有給休暇等の時間単位取得」についてですが、「(1) 概要」につきまして、年次有給休暇や子の看護休暇、育児参加休暇等について、時間単位での取得に係る運用方法を変更いたします。

「(2) 改正内容」ですが、現行、1日を7時間45分としたうえで、1時間を7回、45分を1回として取得しており、1日分を使いきらずに次の1日分を時間休暇として取得することはできないところ、改正後は、1日を8時間としたうえで、1時間を8回取得することとし、45分の取得単位は廃止いたします。

対象となる休暇は、年次有給休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、短期の介護休暇となります。

「(3) 改正時期」は、令和5年4月1日といたします。

続きまして、「2. 生理休暇」についてですが、「(1) 概要」につきまして、生理により就業が著しく困難な女性職員に対し付与される生理休暇について、必要な時に適切な範囲で取得することができるよう、制度改正を行います。

「(2) 改正内容」ですが、「①取得単位の追加」では、1日単位での取得に加え、半日、時間単位での取得を可能といたします。「②休暇名称の変更」では、取得への心理的ハードルを下げるため、休暇名称を健康支援休暇といたします。「③取得方法の変更」では、連続する2日を超えて休暇を取得する場合、診療明細書等の提出を求めることといたします。

「(3) 改正時期」は、令和5年4月1日といたします。私からは以上でございます。
（組）7時間45分については、計算の仕方が面倒だと思っていた。今回、改正に至ったのは、どのような背景か。

（市）労働基準法では、45分単位の取得が認められていないため、今回の改正に至ったものである。

（組）事務的にも煩雑だと考えているが、そういった背景はないのか。

（市）確認させていただくが、労働基準法との整合性が理由となっている認識である。

- (組) 生理休暇のネーミングについても、よく考えていると思う。連続する2日とは、暦日か、要勤務日になるのか。
- (市) 連続する2歴日のことを指す。
- (組) 診療明細書等とあるが、連続する2日を超える場合は、病院に行く必要があるということか。
- (市) 2日を超える程の状態が続いている以上は、医療機関にかかるべきという整理である。
- (組) 診療明細書等の等とは。
- (市) 医師の診断を受けたことを証明できる診療明細書の他、調剤明細書又は領収書等である。
- (組) これは、原本の提出が必要か。写しでも構わないか。
- (市) 恐らく不要だと思うが、確認する。
- (組) 記載が分かりにくいいため、写しも可や提示などと、記載いただくべき。現場で迷わないようにしていただきたい。
- (組) 年次休暇についてだが、勤務時間が8時間になるということか。
- (市) 勤務時間が変わるものではない。
- (組) この提案については、もっと早くに交渉をすべきだとの発言もあったが、本来であれば、市労連への提案と同時に私たちにも提案をしてもらい、妥結にいたるまでに交渉の場を設けていただきたい。先程あげた一部の疑問はあるが、内容については納得して下させていただく。